記者発表資料

平成２８年　４月　１３日
東　北　地　方　整　備　局
北上川ダム統合管理事務所

［湯田ダム］錦秋湖の湖面利用禁止を継続します。

湯田ダムの貯水池である錦秋湖は、毎年、水上バイク、ウィンドサーフィン及び手漕ぎボート等で広く一般の方に利用されているところです。

しかしながら、現在は平成27年3月29日に発生した国道107号の土砂崩れに伴い、復旧工事が進められているものの、貯水池内に崩落した土砂が落下する恐れがあることから、湖面の安全確保が出来ない状況となっています。

このため、利用者の安全を考慮し検討した結果、今年度も昨年度と同様に、貯砂ダム下流の湖面利用（水上バイク、ウィンドサーフィン）を禁止し、貯砂ダム上流の**【手漕ぎボートエリア】**で手漕ぎボートのみ利用可能といたします。

ご利用を楽しみにされていた方には、非常に残念なお知らせとなりますが、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

1. 利用禁止期間
　平成27年5月1日　から　平成30年3月31日　まで

2. 利用可能エリア
　貯砂ダム上流の手漕ぎボートエリアのみ。（別添図、参照）

3. 崩落箇所の現在の状況（平成28年4月12日現在）



＜国道107号の状況＞



＜湖面への流入状況＞

≪発表記者会：岩手県政記者クラブ、北上記者クラブ≫

＜問い合わせ先＞
国土交通省　東北地方整備局　北上川ダム統合管理事務所
〒020-0123　盛岡市下厨川字四十四田1番地
副所長　　山田（ヤマダ）　光雄（ミツオ）　（内線 204）
（代表TEL：019-643-7831）

北上川ダム統合管理事務所　湯田ダム管理支所
〒024-0341　岩手県和賀郡西和賀町杉名畑44地割162-15
支所長　　中田（ナカタ）　純人（スミト）　（内線 6321）
（代表TEL：0197-74-2011）

平成２８年度　錦秋湖　利用エリアマップ

